

◎新潟県告示第626号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年5月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県佐渡市下相川1の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため